

荷主の
皆様へ

5つの大事なお願い！

荷役作業時の
事故防止のために…



1 労働災害防止のため
運送事業者と協議する場を
設置しましょう

2 荷役作業の有無、内容、
役割分担などを
運送事業者へ通知

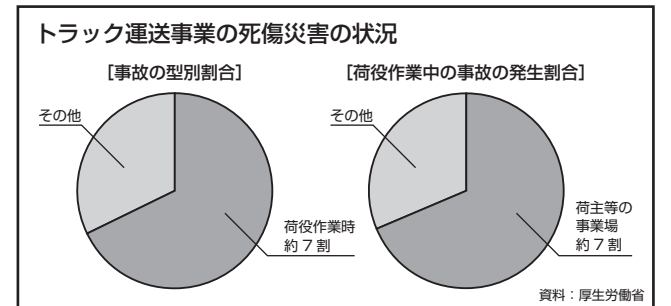
3 運送事業者等に
荷役作業を
行わせるときの安全対策

4 荷主側と運送事業者が
共同で荷役作業を
行うときの安全対策

5 運送事業者にもフォークリフトを
使用させるときの
資格確認や安全確保

トラックドライバー等の労災事故の
7割は荷主等の事業場で発生しています。

トラック運送事業における労働災害は、全体の7割が荷役作業時に発生し、そのうちの7割が荷主等の事業場で発生しています。労災事故を減らすために私たちトラック運送業界では、安全管理体制の確立をはじめとした安全確保のためのさまざまな方策を講じております。しかしながら、荷物の積卸しに伴う労災事故の防止については、荷主の皆様のご協力が不可欠です。荷役作業にかかわる労災事故防止のために、荷主の皆様の事業場でのドライバー等の安全対策にご協力をお願いいたします。



公益社団法人
全日本トラック協会
<http://www.jta.or.jp>

都道府県トラック協会

後援 **厚生労働省 国土交通省**